

○荒尾市いじめ問題対策連絡会議等条例

平成26年9月24日条例第30号

荒尾市いじめ問題対策連絡会議等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 荒尾市いじめ問題対策連絡会議（第2条—第6条）

第3章 荒尾市いじめ防止対策審議会（第7条—第14条）

第4章 荒尾市いじめ問題調査委員会（第15条—第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、荒尾市が設置する荒尾市いじめ問題対策連絡会議その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 荒尾市いじめ問題対策連絡会議

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、荒尾市いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する施策の推進に関する事項
- （2） 学校におけるいじめの現状把握に関する事項
- （3） いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携・情報共有に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために必要と認める事項

（組織）

第4条 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 荒尾市立学校の職員
- （2） 関係団体を代表する者
- （3） 関係行政機関の職員

(4) 市の職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、教育委員会事務局教育振興課において処理する。

第3章 荒尾市いじめ防止対策審議会

(設置)

第7条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、荒尾市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) いじめの防止等のための対策に関する事項

(2) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に関する事項

(3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第9条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第11条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、教育委員会が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育振興課において処理する。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 荒尾市いじめ問題調査委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、荒尾市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申する。

(組織)

第17条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員)

第18条 委員の任期は、第16条の諮問に係る答申が終了するまでの期間とする。

2 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の会長等の規定の準用)

第19条 第11条から第14条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第12条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第13条中「教育委員会事務局教育振興課」とあるのは「総務部総務課」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。